

東淀川区 小中学生への表彰事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市東淀川区役所が実施する「東淀川区小中学生への表彰事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、日常や学校生活において、社会貢献、善行及び優れた活動を行った児童生徒を、表彰し、広くこれを顕彰することにより、児童生徒の自己肯定感を高めることを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 この要綱による表彰は、区内市立小中学校に在学する児童生徒を対象とし、次の各号に掲げるものにおいて、東淀川区長（以下、「区長」という）において表彰することが適当と認められる個人又は団体とする。

- (1) 環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、子ども会等の地域における活動を実践し、社会貢献したもの
- (2) 当該団体又は個人が行った活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童生徒等の具体的な行動や成果につながったもの
- (3) 人命救助又はこれに準ずる援助・支援行為、若しくは他の児童生徒等の模範となる親切・善行を行ったもの
- (4) その他、学校長が表彰の対象として推薦するに適当と認めたもの

(対象の除外)

第4条 前条の規定に関わらず、東淀川区長表彰要綱（平成26年12月1日制定）又はその他の機関（区内外を問わない）における表彰状、感謝状及び賞状又はそれに準ずる受賞の対象となった事項については、表彰の対象としない。

(表彰を行う者)

第5条 表彰は、区長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を学校長より伝達することにより行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年度に一度、一定の時期を定めて行う。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りではない。

(学校長の推薦)

第8条 学校長は、必要に応じて次に掲げる書類を添付の上、表彰すべき功績、活動内容等を明らかにし、区長に推薦する。

- (1) 東淀川区小中学生表彰事業推薦書(様式第1号)
- (2) その他、被表彰者の決定にあたり参考となる資料

(受賞者の決定)

第9条 被表彰者の決定にあたっては、前条に定めた推薦書をもとに区長が決定する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月15日から施行する。

東淀川区小中学生表彰事業推薦書

1. 被推薦者	学校名	学校	
	ふりがな		
	氏名 または 団体名		
2. (該当する活動)	(1)環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、子ども会等の地域における活動を実践し、社会貢献したもの		
	(2)当該団体又は個人が行った活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童生徒等の具体的な行動や成果につながったもの		
	(3)人命救助又はこれに準ずる援助・支援行為、若しくは他の児童生徒等の模範となる親切・善行を行ったもの		
	(4)その他、学校長が表彰の対象として推薦するに相当と認めたもの		
3. 取組の実績 具体的な取組内容（実施場所・実施対象・実施期間・担った役割・成果など）			
4. 表彰状の表記内容 ※2.の内容を踏まえて記載してください。（目安：150字程度） ※記入いただいた内容を参考に、区役所が表彰状を作成します。	対象(固定)	あなたがた（あなた）は、	
	活動内容		
	結果 (影響・効果)		
	今後の期待	よってここに表彰するとともに、	
		を期待します。	
5. 推薦者氏名		学校	校長

※その他、選考にあたり参考となる資料等があれば添付してください。